

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

緊急抗議「テロ等準備罪を新設する組織的犯罪処罰法改正案の強行採決に抗議します」

日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会は、組織的犯罪処罰法改正案の採決について以下の二つの理由で強く抗議いたします。

第一は、6月15日、通常国会の会期末を数日先に控えた慌ただしい中、参議院の法務委員会での審議を打ち切り、参議院本会議で法案を自民党・公明党・維新の会による賛成多数で強行採決したことです。これは民主主義のルールを踏みにじる暴挙であり、とうてい国民が納得できるものではありません。これまでも特定秘密保護法案、安全保障関連法案が国民への説明が十分なされないまま強行採決されたことを思う時、これはもはや民主主義ではなく、独裁政治と言わざるをえません。こうした国会決議が繰り返されることを深く危惧し、抗議します。

第二に、この法案は、共謀罪をテロ等準備罪を新設する組織的犯罪処罰法改正案と名前を変えても、法案の内容はさほど変わらず、金田法務大臣の答弁も曖昧で、何をテロ等の準備罪とみなすかは、政府や警察の恣意的な判断に委ねられる危険があるからです。政府は一般市民は対象とならないと答弁しています。しかし、5月30日、金田法務大臣は、団体が「環境保護や人権保護を標榜していても、それが隠れみみである場合は処罰される」と答弁、また6月13日、警察庁の高木審議官は「組織的犯罪集団の周辺者」も捜査対象となることを認めました。このことから私たちは、この法案が政府の意にそわない、すべての国民を監視対象にするものと考えざるをえません。

戦前の治安維持法も同様に、一般市民は対象にならないと説明されながら、良心の自由を侵して、国策に批判的な運動・団体・個人を抑圧しました。改正法案は、戦後廃止されたこの治安維持法の焼き直しであり、憲法の保障する基本的人権を蹂躪する違憲の法案ですので、その採決に強く抗議します。

私たちは、現憲法の下、信教の自由を保障されて活動する宗教法人です。近い将来、自民党政権のもと憲法尊重の理念が失われ、基本的人権が次々と制限され、政府の政策に反対する意見を表明する自由も信教の自由も保障されなくなることを危惧しています。私たちが信仰的良心に従って、こうした状況に抗議するのは、天地万物の創造主であり、歴史の真の支配者である聖書の神を信じるがゆえであります。過去に日本が誤った国策のもと、良心に従って平和を希求する国民の声を強圧的に封じこめて、侵略戦争を引き起こし、敗戦に至ったことは歴史の事実です。日本はこの歴史を繰り返すまいと日本国憲法を制定し、平和主義の旗をかかげ、自由と民主主義を追求して国際社会の信頼を得てきたのですから、これからもその路線を堅持して頂くことを強く要望いたします。

2017年6月21日

日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会
委員長 井上 豊

〒731-0135 広島市安佐南区長束 3-32-16 広島長束教会
電話 082-238-3459